

# 東京都葛飾通勤寮事業計画

平成 23 年度

社会福祉法人 原町成年寮

# 東京都葛飾通勤寮平成 23 年度事業計画

## 一 基本姿勢

### 1 はじめに

社会福祉法人原町成年寮は、全国に先駆けて昭和37年に通勤センター原町成年寮を開設し、知的に障害を持つ方の一般就労と社会生活の促進に取り組んできた。東京都葛飾通勤寮は当法人の基本理念に基づき、東京都から指定管理者として選任され運営している。指定期間は平成 25 年度末までの 3 年間となっている。来年の 4 月に障害者自立支援法の宿泊型自立訓練事業に移行する。新体系では現状の通勤寮機能の継承が未だに不十分ではあるが、この自立支援法に変わる総合福祉法の制定が予定されているので、現状の通勤寮機能を是非とも継承していく必要がある。

### 2 葛飾通勤寮の基本理念

- 利用者の一般就労と社会生活能力の向上
- 法人内他事業と連携し、利用者が豊かな人生を送ることを支援する。
- 地域社会への貢献

上記、法人の基本理念に基づき事業を実施する。

### 3 制度の動向と通勤寮利用者の現状

通勤寮は旧法の支援施設なので、平成 24 年の 3 月をもって制度が終了する。通勤寮の持つ就労と生活の一体的支援機能・訓練機能・24 時間体制機能は、成年期への成長過程にあり、経済的にも精神的にも不安定な知的障害を持つ利用者を中心にして極めて高いニーズがある。

一方で、格差社会の拡大による児童の置かれている社会状況を反映してか、この 2・3 年は、生育歴で貧困・虐待・ネグレクト等を経験して、家族の愛情を充分受けずに成長したためか、保護者も含めて通勤寮の指導に乗りにくい利用者が増えている。希望者の多くは客観的には支援の必要度が高いが、契約に基づいた通過施設・訓練施設としての通勤寮としては、入寮を希望する全ての方に対応できる訳ではない。

新体系として移行が予定されている宿泊型自立訓練事業は、利用期間が 2 年を超えた場合に報酬が減額されるしくみとなっており、現状の通勤寮利用期間原則 3 年に比べ 1 年短縮されている。この点が最大の課題となっており、自立支援法廃止後の総合福祉法の中に通勤寮機能が継承されるよう、働きかけている。

今年度も特別支援学校新卒で 18 才前後の方が中心の利用者を新規に迎え、就労と生活を一体的に支援し、利用者の育成にとりくむ。

#### 4 今年度の重点課題

ア 利用者の経済的基盤の確立のために、障害基礎年金受給資格のある利用者の受給申請に手分けして取り組む。

イ 各の職員が担当用無を円滑に進められるよう、必要な支援・援助を行う。

#### 5 通勤寮のコンセプト

一 障害があっても社会に貢献できる人材を育てるということを大きな目標とする。

具体的には4つの獲得目標を掲げる。

① ADLの自立

身のまわりのことを自分でやり、起床から就寝までの生活のリズムが確立する。

② 経済的自立

就労が安定し、金銭管理ができる。障害基礎年金が受給できている。

③ 社会性の獲得

他人と良好な関係がとれる。法令や社会規範を遵守した生活ができる。

④ 精神的自立

ストレスに対処できて、精神的に安定する。

#### 二 4つの獲得目標を実現するためのプログラムの内容

① ADLの自立

TPOに応じた衣類の点検補充、居室整理日の設定、整理の援助及び代行

② 経済的自立

職場との調整、各就労機関との連携、労働条件の交渉、再就職の支援、障害基礎年金の申請代行、日常的な金銭ノートの点検

③ 社会性の獲得

集団プログラムの設定、自治会活動、セミナーへの参加

④ 精神的自立

余暇支援、日常の相談、オンブズマン等の利用、カウンセラーや精神科医の紹介

#### 6 外部機関への機能提供(地域貢献)

地域移行の為に体験が必要な入所更生施設利用者や、卒後の生活実感の獲得の為に希望する特別支援学校生徒、また在宅の方に対し、一定期間居住の場を提供し通勤寮の生活を体験していただく目的で体験入寮事業を実施する。

昨年度より、特別支援学校側で利用集約窓口ができ、空き情報を伝えやすくなった。今年度も学校側の担当窓口と連携しながら、スムーズな受入に努める。

## 二 利用者支援

### 1 支援原則

上記コンセプトを基本に据え、導入としては5月の連休を利用してオリエンテーションを実施する。また、利用者支援ガイドラインや支援マニュアルに沿って、支援方法の統一化や充実を図る。

### 2 個別支援計画

重要事項説明書にそって、新規入寮時、又半年に1回個別支援計画を策定する。利用者の同意を得ることを基本とする。アセスメント・個別記録については、電子化(福祉の森ソフト)を併せて実施していく。

### 3 個別プログラム

#### ○ 金銭 火曜日

基礎、エイト、振り分けといった三つの管理方法をベースに、毎日のノートチェックを実施し金銭管理能力の向上をめざす。全体プログラムとして、個別費用チェック・給与振り分け・講座を実施する。

#### ○ 自治会 原則最終木曜日

寮内の生活上の問題については、自治会で利用者に一度協議してもらう方法をとる。テーマについては、その都度自治会役員と相談して決める。

#### ○ 身辺 原則毎週金曜日

個人の現状に合わせ、個別に対応することを原則とするが、特に身辺の支援が必要な利用者が増えており、昨年同様毎週金曜日を身辺の日とし、集中的に取り組むほか、必要に応じて生活リズム表にもとづく個別点検を行い、支援効果を高める。

ただし、大掃除のある前の金曜日は、教養講座の日とする。

#### ○ 性教育講座

男女別・能力別に実施する。

#### ○ 裁縫・調理教室

希望者を募り、余暇活動として実施する。ボランティアの活用をはかる。

#### ○ 夕食会

毎月最終土曜日に実施する。必要に応じ利用者の卒寮式を兼ねる。

#### ○ 大掃除・体重測定

毎月第4日曜日に実施する。

#### ○ 女性利用者の茶話会(グループワーク)を必要に応じて実施。

#### 4 年間行事計画

月	内 容
5	オリエンテーション
	関東地区ソフトボール大会
	障害者スポーツ大会
7	納涼祭
	健康診断
8	サマーキャンプ
10	班別旅行
11	スピーチフォーラム
12	健康診断
	クリスマス会
	納会
1	正月旅行(残留者のみ)
	成人式
2	スノーシュー
3	福祉マラソン
	食事会

#### 5 職場定着・開拓支援

法人内に就労移行支援事業所が開設され、ジョブコーチ事業と併せて重層的な支援が可能となっている。このメリットを生かし、利用者の就労支援を実現するために、職場開拓・定着支援を実施する。また、特別支援学校新卒者の職場定着支援は必要性が増しているし、ミスマッチもある。特別支援学校他関係機関と連携しながら、日常的な職場訪問を実施して利用者の定着度を高める。

#### 6 健康管理

年2回、7月と12月に全体の健康診断を実施する。事業所の検診と重なる場合には、事業所を優先して寮の検診から外す場合もある。12月にはインフルエンザの予防接種を実施する。疾患があり定期通院が必要な利用者については、嘱託医や医療機関との連携をはかりながら、症状の把握と治療に努めていく。自分の体は自分で守るという働きかけを講座や日常生活の中で繰り返し伝えていく。また脳波検査やカウンセリングなどの精神科受診を取り入れて、利用者支援に活かしていく。

## 7 預り金管理・金銭管理業務

現金保管が長期化しないよう、預かり金管理規定にそって、迅速な処理と月次総括表を作成し、適切な管理を図る。

利用者個別会計については、原則として各班担当が月次処理を行い、確実な処理を実施する。

## 8 リスクマネジメントに関する取り組み

法人リスクマネジメント実施規定により、寮長を委員長として、リスクマネジメント委員会を組織し、指導会開催時に日常的に議題として採り上げ、ヒヤリハット事例の報告や事故防止に努め、より安心・安全な通勤寮支援活動を実施する。

## 9 グループホーム 2カ所の支援担当(かつしかセンターユニット睡蓮・きのこ)

利用者の円滑な地域生活への移行のため、今年度も原則通勤寮卒寮者を対象としたかつしかセンターユニット 2カ所の運営を担当する。35名の集団生活・365日職員配置の通勤寮から、小集団・夜間職員配置のない地域生活に移行するときのリスクを少なくするために、通勤寮職員集団も支援を行う。かつしかセンターの他ユニットへの円滑な移行をめざす。

## 10 見学・面接時の対応

見学・面接の受入については、面接調査書を使用し、窓口を統一して、円滑な受入及び正確な情報・希望の把握に努める。

## 三 給食

### 1 献立

栄養士と毎月の献立会議を実施し、献立を作成する。

### 2 生活習慣病・肥満対策

ダイエット・カロリー制限の必要な利用者には支援員と連携し特別食を提供する。

### 3 衛生面の配慮

利用者の食器洗いに注視していくとともに、2ヶ月に1回のペースで調理場全体の定期清掃に取り組む。

ノロウイルス等の感染性胃炎を絶対に出さないよう、細心の配慮をして調理業務に臨む。

### 4 嗜好調査及び残滓調査

最低1回は実施して、献立表の作成に反映させる。

### 5 検食

利用者の食事前の検食を支援員の義務として実施する。

## 6 食の大切さや楽しさを伝える食事の提供

楽しく食事のできる雰囲気作りと魅力ある食事の提供に心がける。

## 四 その他の計画

### 1 防災・安全体制

消防計画により、原則月 1 回の避難訓練・必要な消化訓練及び通報訓練を実施する。

東日本大震災を受けて、非常事態での安全管理の必要性が増しているので、節電等の省エネを実施し、利用者にも働きかける。備蓄品の確保に努め、必要に応じて通勤寮対策本部を設置できるよう準備をしておく。また、地域災害活動応援協定に基づき、必要な活動を実施していく。

### 2 保護者との連携

原則として毎月第 3 日曜日に保護者会を開催する他、特に家庭との連携が必要な利用者については、実施機関と連携しながら、調整に努める。

### 3 地域・関係機関・都内他通勤寮との連携

養護学校の学校評議員要請については、積極的に応じる体制をとるほか、地域就労ネットワークに担当者を派遣する。都内 6 通勤寮支援員会議には、担当者を決め討議の連続性を図る。利用者支援上の必要性が増しているので、児童養護施設職員や特別支援学校教諭との連携を強めるための取組を行う。

### 4 苦情処理事業

苦情解決第三者委員による面談を月 1 回実施するほか、意見箱を設置する。苦情の内容によっては、指導会議で討議し、解決策を本人及び関係者に提示する。

### 5 個人情報の保護および適正管理・情報提供について

個人情報保護規程及び情報公開・開示規定に基づき、個人情報について適切に取り扱う。新規利用者については、個人情報提供同意書を提出して頂く。

### 6 利用者への虐待等の防止措置

利用者への虐待を防止するために、職員にガイドラインを示す外、虐待防止責任者を配置し、職員の必要な研修を実施する。

### 7 建物維持管理

開設以来 34 年目を迎え、耐用年数の限界を迎えつつある。細かな維持管理が必要になっているので、担当者を決め補修を実施し、安全な生活環境の保持に努める。

## 五 職員関係

### 1 勤務

週 40 時間・4 週 8 休を基本とし、毎月 1 日を起算とする変形労働時間制を実施している。失業者・支援(処遇)困難者の増加、入・退寮に必要な業務・健康管理・グループホームの支援担当・

アフターケア業務など負担が増加しているが、労基法に定める週 1 回の宿直回数の維持は原則実施していくよう引き続き努力していく。また各人がキャリアアップのための資格取得や研修の機会を得られるよう、勤務上配慮していく。法人の事業計画に基づき、子育て支援策の充実を検討する。

## 2 健康管理

年 2 回の定期健康診断を実施し職員の健康維持につとめるほか、2 次健診の必要性のある職員には健診を義務つける。

## 3 支援力と向上心を高めるための取組

サービスガイドライン及び支援マニュアルに基づき、支援業務の標準化に務める。

今年度も、系統的な新任研修のほか、3 年目のフォローアップ研修、主任等自己啓発研修を実施し、階層別の研修にも取り組む。新任職員サポーターを配置する。

法人内事業評価・改善委員会に委員を派遣し、業務改善の提案を受け付ける。

## 4 職員研修計画

次世代を担う人材育成を目的として、資格取得等の研修については、積極的に働きかけていくことを前提として、外部研修や内部研修に取り組む。

### 外部研修

全国通勤寮職員研究大会(伊達)

関東地区通勤寮職員研修(随時)

福祉協会地域支援セミナー

アメニティーネットワークフォーラム

てんかんセミナー

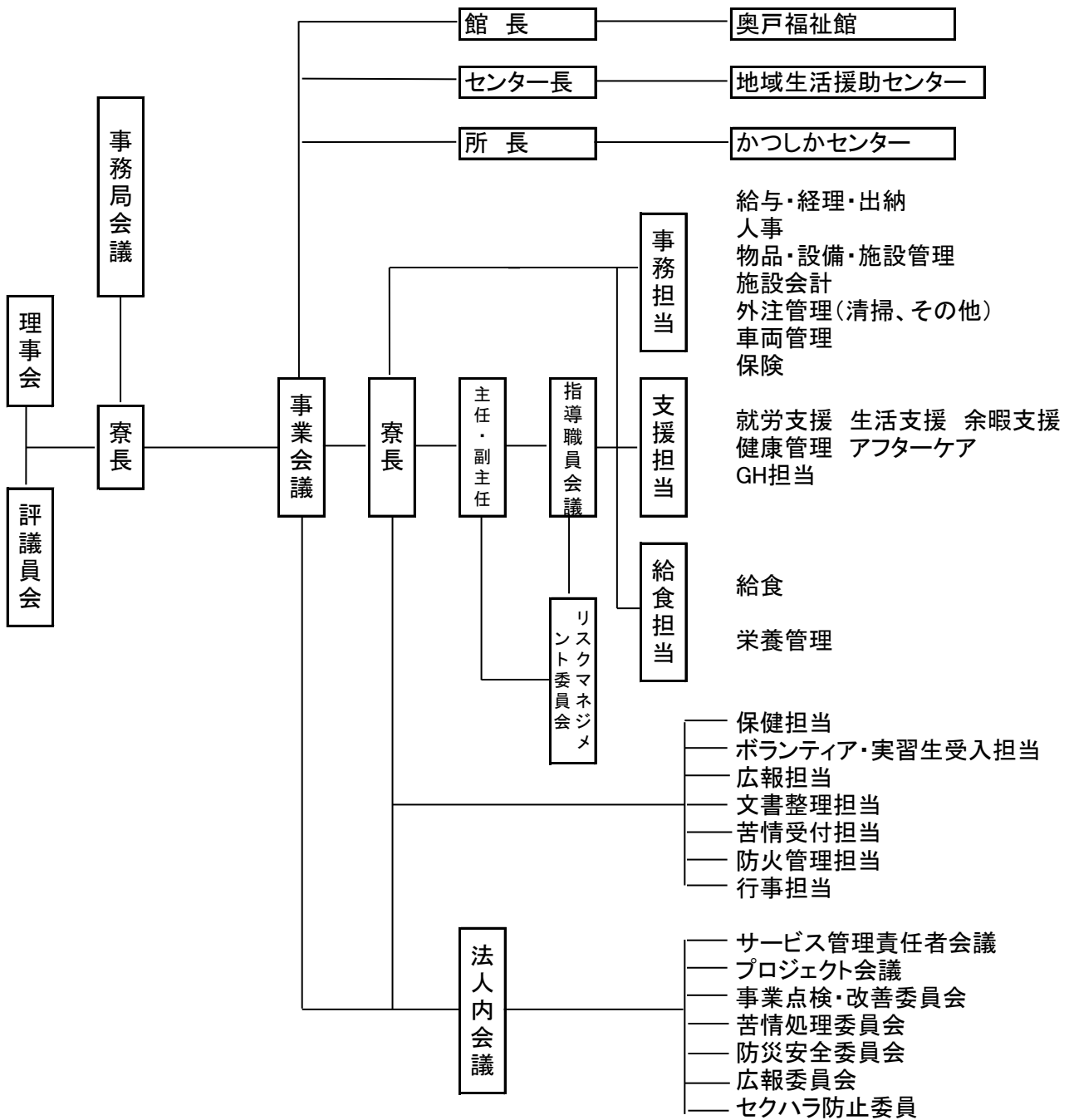
職業リハビリテーション学会研修

都内 6 通勤寮支援員会議(担当)

東社今日新人研修

また、個々のキャリアアップのために、福祉協会・通勤寮部会・東社協知的発達障害部会・職業センター等の自主研修にも参加できるよう、担当者を決め必要度に応じて研修に派遣する。

5 東京都葛飾通勤寮組織図



- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 事務局会議(不定期月3回程度)  | :寮長・次長・副寮長・センター長・事務長・館長 |
| 指導・職員会議(月3回)     | :常勤職員全員                 |
| 日例ミーティング(毎日)     | :当日勤務職員                 |
| 事業会議(施設長会議)(月2回) | :法人事業管理責任者等             |
| サービス管理責任者会議(月2回) | :主任・サービス管理責任者           |
| 献立会議(月1回)        | :施設長・調理職員・栄養士           |
| プロジェクト委員会(不定期)   | :管理責任者・主任等              |